

栃木県警察本部長から 感謝状が贈られました



7月18日、栃木県警察本部(宇都宮市)で、山岳遭難者の救助活動と登山者の安全確保対策に多大な功績があったとし、大高登さん(奥那須)に栃木県警察本部長から感謝状が贈られました。

大高さんは、昭和37年から那須町山岳会に所属し、昭和47年に那須山岳救助隊を結成しました。昭和62年から今年5月までの32年間、同隊長を務め、多年にわたり、山岳遭難者等の人命救助や登山者の安全確保に尽力されました。

人権擁護委員 の委嘱



澤 正二さん



高久光枝さん



井上二美子さん

7月1日付で、法務大臣から次の方々に人権擁護委員の委嘱状が交付されたのでお知らせします。

▼再任 澤 正二さん(本郷2)
▼新任 井上二美子さん(西大保)
高久光枝さん(音羽町1)

人権擁護委員とは、人権擁護委員法に基づいて法務大臣から委嘱され、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。

人権擁護委員制度は、さまざまな分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないよう配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例をみない制度として発足しました。

人権擁護委員は、全国の市区町村に配置され積極的な人権擁護活動を行っています。

▼問合せ 保健福祉課福祉係
☎②6917



平成30年度太陽光発電システム 設置費補助金のお知らせ



地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システムを設置する方を対象に、その設置費の一部を予算の範囲内で補助します。ただし、既に工事着工・設置した方は補助対象外となります。

▼受付場所 環境課 平日午前8時30分～午後5時15分

※予算がなくなり次第終了となります。電話での受付はできません。

▼補助金の額 1kwあたり3万円(限度額10万円)

▼対象となる太陽光発電システム

※次の要件をすべて満たすもの

- ・住宅等に設置する太陽光エネルギーを電気に変換するシステムであるもの
- ・低圧配電線(50kVA以下)と逆潮流方式(消費電力よりも自家発電電力の方が多い場合、余剰電力を電力会社に売電することができるとシステム)で連携し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10kw未満の太陽光発電システムであるもの
- ・未使用品であること(中古品は補助対象外)

▼対象者

※次の要件をすべて満たす方

- ・自ら居住する住宅または居住しようとする住宅(延べ床面積の

2分の1以上を居住の用に供するものに限る)に太陽光発電システムを設置する方

・電力会社と太陽光発電システムに係る電力供給契約を締結し、申請年度中に電力供給を開始する方

・実績報告時に、太陽光発電システムによる電気の供給を受ける住宅に住民基本台帳法で記録されている方(工事が完了した日から30日以内または当該年度の2月末日のいずれか早い方の日までに実績報告書を提出してください)

・世帯全員が、現住所等で当該年度と前年度に課税された税等(住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料)に滞納がないこと

※補助は、1住宅につき1回、かつ、1申請者あたり1回限りです。

▼申込み 交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上提出してください。なお、代理人が申請する場合は委任状と印鑑証明書を添付してください。

▼問合せ 環境課環境保全係
☎②6916